

事 務 連 絡

平成 30 年 2 月 13 日

各都道府県私立学校主管部課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
高等学校以下の学校を設置する
文部科学大臣所轄各学校法人の担当課

殿

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

学校における働き方改革に関する取組について

文部科学省では、平成 29 年 6 月 22 日に、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問を行い、同年 12 月 22 日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」が取りまとめられました。これを踏まえ、文部科学省として、同月 26 日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、別添資料「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）の通り、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長に対し通知していますので、お知らせします。

学校における働き方改革に関しては、国公立学校を通じ、中央教育審議会において議論が行われているところであり、別添資料も参考としつつ、学校種や学校の設置者の違いにも配慮しながら、適切に取り組むようお願いいたします。

各都道府県におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、本件について周知するとともに、別添資料も参考として、学校における働き方改革に関する適切な対応について、指導・助言に努めていただくようお願いいたします。

【別添資料】

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）

【本件連絡先】

高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

依田，宮本，牧野

TEL : 03-5253-4111（代表）内線 2532・2533